

令和7年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院 警備等業務委託(令和7～10年度)契約書(案)

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）との間に、令和7年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院警備等業務委託契約（令和7～10年度）を次のとおり締結する。

（基本方針）

第1条 甲及び乙は、本業務が患者及び来訪者の病院に対する満足度に直結するものであることを認識し業務を遂行しなければならない。

（契約の目的と基本的義務）

第2条 甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の完成又は処理を請け負わせ、乙は自己の裁量と責任で業務を完遂する義務を負う。

2 甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力を行う。

（委託業務の内容）

第3条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）委託業務の内容

甲の指定する施設の警備業務、電話交換業務及び救急車搬送業務とし、詳細は、別紙「共通仕様書」及び各病院「個別仕様書」（以下、「仕様書等」という。）に定める。

（2）実施場所

ア 静岡市葵区与一4丁目1番1号 静岡県立こころの医療センター内

イ 静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院内

（契約期間）

第4条 この契約の期間は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間とし、本契約における年度は契約年度といい、7月1日から翌6月30日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

3 第1項に定める期間は、第11条第5項により延長できるものとする。

（申出義務）

第5条 乙は、この契約締結後の事情の変化により、この委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（仕様書等に関する通知義務）

第6条 乙は、仕様書等によることができないとき、又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

（実施計画書及び実績報告書の提出）

第7条 乙は、業務開始5日前までに委託業務実施計画書（様式任意）及び業務終了後実績

報告書を甲に提出しなければならない。なお実績報告書の詳細は共通仕様書に定める。

(業務改善提案等)

第8条 乙は、以下の事項について**様式1**に定める業務提案改善報告書を毎月の業務終了後、翌月5日までに提出すること。

ア 改善事項報告

業務遂行にあたって、乙が業務の効率化や患者満足度の向上のために、業務の範囲内で自ら改善をした事項を報告すること。

イ 提案事項

受託業務内外を問わず、業務を見直すことにより、病院業務の改善や患者満足度の向上あるいは受託業務の効率化が見込まれる事項を提案すること。

2 提出された事項については、第11条に定める定期モニタリングの評価項目とするので積極的な報告提案を行うこと。

(検収及び瑕疵担保責任)

第9条 甲は本業務に関する検収を毎月実施し、不合格の場合は乙に通知する。なお、検収の内容は**別表1**のとおりとする。

2 乙は前項の検収の結果不合格となったときは、遅滞なく改善措置を実施しなければならない。また、再作業が必要な箇所については、再作業を実施しなければならない。この場合において、乙は委託料の増額を請求することができない。

3 第1項の検収に合格した場合も、後日、乙の責任に帰すべき事由による不良箇所が判明した場合は、乙の責任において直ちに再作業するものとする。

(委託料及び支払方法)

第10条 甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用(以下「委託料」という。)として金●●●, ●●●, ●●●●円に消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

2 委託料は**別表2**のとおり毎月支払うものとする。

3 乙は、各月の委託業務について甲の行う検収に合格した後に、請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理した月の翌月末までに委託料を支払うものとする。

4 甲は、請求書を受理した後であっても前条に定める瑕疵が発見された場合、甲は委託料の支払を拒む、又は既に支払った委託料の返還を求めることができる。

(定期モニタリングによる委託料の減額、契約の解除、契約期間の延長)

第11条 甲は、四半期毎(7~9月、10~12月、1~3月、4~6月)の委託業務実施状況について、契約期間中の10月、1月、4月、7月に(契約の最終年度については6月に実施する。)、**別表3**に基づき定期モニタリングを実施する。その結果、成績不良と判定された場合、甲は、次の定期モニタリング実施までの期間の委託料を**別表4**に定める割合で減額することができる。なお、契約の最終期間における成績不良の減額は、最終月の委託料で精算する。

2 結果が継続して不良の場合、甲は乙に対して業務改善命令を行う。乙は速やかに業務改善計画書(様式任意)を提出すること。

3 前項の命令後も結果の不良が続く場合は、甲は本契約を解除できる。

4 毎1月に行う定期モニタリングは各契約年の年間モニタリングを兼ねるものとし、甲は成績不良と判断した場合、本契約を解除できる。

5 最終契約年の1月に実施する年間モニタリングにおいて**別表5**に定める基準に当てはま

る場合、甲は乙との契約期間を延長することができる。

6 本条のモニタリングは、甲または甲の指定する第三者により行うものとし、乙に対して検査の結果及びその理由を説明するものとする。

7 乙は、結果を不服とする場合、書面による異議を甲に対して申立てることができるものとし、申立てがあった場合、結果について両者協議を行うものとする。

(再委託及び権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

2 前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。

3 乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(法令上の責任)

第13条 乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法ほか、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

2 乙は、甲の所有又は占有にかかる建築施設、設備等が、従事者の安全又は衛生上の危険・有害となる恐れがあることを発見したときは、その旨を直ちに甲に申し出ることとする。甲はそれに応じ速やかに対策を講じる、又は乙が講じることを認めるものとする。

3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し委託業務の履行を拒否することができるものとし、この場合においても甲は第10条の委託料の支払義務は免れないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じたときはこの限りではない。

(現場責任者等)

第14条 乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する責任者を選任し甲に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

(1) 委託業務の処理

(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

(委託業務の実施に必要な施設等)

第15条 甲は、委託業務従事者の詰所及び作業場として建物の一部を無償で乙の使用に供するものとする。

2 甲は、業務の実施に必要な設備及び備品を無償で乙の使用に供するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から提供された施設の一部、設備及び備品（以下、「施設等」と言う。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的外に使用してはならない。また、改造等を行う場合は、甲の承諾を得るものとする。

4 この契約期間が満了したとき、又は第23条によりこの契約が解除されたときは、乙は、施設等を原状に復して返還しなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。

(委託業務に要する費用)

第16条 乙が委託業務を実施するために必要とする費用の負担については、仕様書等に定める。

(クレームの処理)

第17条 甲は、院内各セクションからの業務に対するクレームを、軽微なものについては口

頭で、重大なものについては文書で、乙に伝達する。乙は、クレーム発生後即時に処理が済んだもの以外につき、任意様式によるクレーム報告書を作成し、発生後10日以内に甲に提出すること。

(事故報告)

第18条 乙は委託業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(立会い及び監督)

第19条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理について立会い、その履行状況について監督することができる。

(健康管理)

第20条 乙は、従事者の健康管理に努め、毎年1回以上健康診断を行い、実施後速やかに書面にて甲に報告するものとする。

2 乙は、従事者にインフルエンザ等各種感染症の予防接種を受けさせるよう努めること。

3 乙は、こども病院に配置する従事者にあつては、同病院が示す実施要領に従い、水痘、麻疹等の小児伝染性疾患にかかる抗体価検査及び予防接種を受けさせなければならない。

4 乙は、同病院に配置する従事者にあつては、年1回胸部X線検査による結核検査を行わなければならない。ただし、第1項に定める健康診断において当該検査を実施する場合は、この限りではない。

5 乙は、感染症拡大防止のため感染性の高い疾患に罹患した従事者を生じたときは、速やかに適切な処置を講じなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第21条 乙は委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第22条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得るものとする。

(契約の解除)

第23条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、第11条によるほか、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) この契約の締結後の事情変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(5) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第24条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項第1号から第3号まで又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託料の処理）

第25条 第23条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって清算する。

（引継）

第26条 乙は業務を開始するにあたり前契約業者と遅滞なく、すべての業務について引継ぎを行わねばならない。引継ぎ終了時には、全引継ぎ項目及び内容を記した引継ぎ終了報告書（引継ぎを受けた全業務について、引継いだ者及び引継ぎを受けた者それぞれの代表者が記名押印したもの。）を作成し、業務開始前に甲に提出すること。

2 前項の報告書を提出したにもかかわらず引継ぎが不十分であった場合は、乙は第23条第2項(2)の契約解除要件に該当し、甲又は第三者に損害を与えたときは第24条第1項(1)の損害賠償の責任を負う。

3 乙は、業務終了時において、次契約業者に対してすべての業務を引継ぎ、次契約業者が円滑に業務開始できるようにし、代表者が引継ぎ終了報告書に署名しなければならない。

（合意管轄）

第27条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第28条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田 中 一 成 印

(乙)

印

別 記

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第 2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 4 従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第 5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第 6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第 8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

別表 1

項 目	内 容
日報の提出	未提出の日の有無
月報の提出	提出の有無
その他の定期報告書類	提出の有無
ポスト数の充足及び資格者の配置	検収日における配置実績
月次チェックの実施	実施の有無
月例会議の実施	実施及び会議録作成の有無

別表 2

(税抜)

こころの医療センター	こども病院
月額●●●●円	月額●●●●円

別表 3

別添のとおり

※この基準に、プレゼンテーション時に提案された事項を加味した基準とする。

別表 4

評価点	減額幅	備 考
901～	0%	評価点は、別表 3 に基づき病院毎に一旦算出し、病院毎の契約金額の割合（小数点第 3 位以下四捨五入）で加重平均を行い、算出する（小数点以下四捨五入）。
801～900	1%	
601～800	2%	
～600	3%	

※病院毎の評価で 2 期連続して減額評価の期があった場合及び 600 点以下の評価の期があった場合は、当該病院の警備業務に関する業務改善計画書を提出しなければならない。

この評価結果による減額は、業務を実施した四半期に対するものであるもので、最終四半期の結果により最終月の委託料を減額調整する場合、減額幅は 3 倍となる。

別表 5

延長条件	延長期間
業務開始以来の評価点の平均が 900 点以上	1 年間延長
直前 4 回の評価点の平均が 900 点以上	再度、1 年間延長

様式 1

業務提案改善報告書 (令和 年 月分)

(受託者名) _____

1. 警備業務に関する改善事項及び提案事項

2 警備業務以外の病院業務の改善に関する提案事項

令和7年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院警備等業務委託(令和7～10年度)モニタリング表

別表 3

	具体的内容	加減点	備 考
配置方針の実現	提案書に記載された配置方針の実現 (警備業務) 仕様書に定められた資格や要件を満たす者の配置は実現されたか 継続的 (30日以上) に配置がなかった場合 (電話交換業務) 仕様書に定められた要件を満たす者の配置は実現されたか 継続的 (30日以上) に配置がなかった場合 (救急車運行業務) 仕様書に定められた資格や要件を満たす者の配置は実現されたか 継続的 (30日以上) に配置がなかった場合	 -400 -400 -400	
業務実施水準	業務は適正に実施されたか 仕様書に定められたポスト数や資格者は配置されているか 正当な理由なくポスト数不足があった場合 必要とされる資格者に継続的 (30日以上) に欠員があった場合 報告書類等の提出期限は遵守されたか 正当な理由なく遵守されなかった場合 施設、来院者等に重大な損害を与える事態や事件・事故・災害発生時の対応不備等は発生しなかったか 事象の発生件数×-500	 -1,000 -500 -200 計算式による	
人材育成	研修は計画どおりに実施されたか 研修が実施されなかった場合	 -200	
クレーム処理	クレーム処理は適正に行われたか 契約書に定められた期限(10日)内に対処方針が示されなかった件数 (3ヶ月間の累計数) 1件×-50点	 計算式による	
業務改善への貢献	病院の業務改善への貢献状況はどうだったか 警備業務に関する改善実績及び改善提案があった場合 病院業務全般についての業務改善提案があった場合	 150 100	左記を上限として 件数・内容により 決定する。
基礎点		1,000	
評価点	基礎点±加減点		